

健発0915第4号
平成27年9月15日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省健康局長
(公印省略)

難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針について
(通知)

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第4条第1項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成27年厚生労働省告示第375号。以下「基本方針」という。）が別添のとおり本日公布され、同日から適用される所です。

この基本方針は、国及び地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上などを図ることを目的として定めるものですので、各都道府県知事及び指定都市市長におかれては、その内容について十分御了知の上、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）及び関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう御配慮願います。